

暗号資産取引サービス利用約款  
新旧対照表

新	旧
第1条（本約款の適用）～第12条（本サービスの利用） （省略）	第1条（本約款の適用）～第12条（本サービスの利用） （省略）
第3条（定義） 本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとなります。 (1) 「暗号資産」とは、 <u>資金決済に関する法律</u> で規定する暗号資産のうち、当社が取扱う暗号資産を意味します。 (2)～(11)（省略）	第3条（定義） 本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとなります。 (1) 「暗号資産」とは、 <u>資金決済に関する法律第2条第5項</u> で規定する暗号資産のうち、当社が取扱う暗号資産を意味します。 (2)～(11)（省略）
第4条（本口座の開設）～第10条（暗号資産取引に係る金銭又は暗号資産の預託） （省略）	第4条（本口座の開設）～第10条（暗号資産取引に係る金銭又は暗号資産の預託） （省略）
第11条（暗号資産取引の約定に係る金銭の払出／暗号資産の引渡し等） 1.～2.（省略） 3. 前項の暗号資産の送付（移転）にあたり、お客様は当社に対し、当社が別途指定する①送付先として当該暗号資産を受け取る者（以下、「受取人」といいます。）に関する情報、及び②当社が当該暗号資産の移転に関するリスク評価を行うために必要な情報、並びに <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u> 、外国為替及び外国貿易法、その関連法令及びガイドラインの規定に従い取得が求められる情報（当該暗号資産の送付（移転）	第11条（暗号資産取引の約定に係る金銭の払出／暗号資産の引渡し等） 1.～2.（省略） 3. 前項の暗号資産の送付（移転）にあたり、お客様は当社に対し、当社が別途指定する①送付先として当該暗号資産を受け取る者（以下、「受取人」といいます。）に関する情報、及び②当社が当該暗号資産の移転に関するリスク評価を行うために必要な情報、並びに外国為替及び外国貿易法、その関連法令及びガイドラインの規定に従い取得が求められる情報（当該暗号資産の送付（移転）の目的を含みますが、これに限りません。）

<p>の目的を含みますが、これに限りません。)をそれぞれ提供するものとします。当社は、お客様からこれらの情報を提供いただけない場合、<u>又はこれらの情報に不備若しくは虚偽等がある等その正確性に疑義があると当社が合理的に判断する場合には、当該暗号資産の送付（移転）を行わないものとします。</u></p> <p>4. (省略)</p> <p>5. <u>当社は、第3項に基づき取得した情報に照らし、お客様による第2項に基づく暗号資産の送付（移転）に係るリスクを評価するものとし、当該リスクに応じて当該暗号資産の送付（移転）の拒絶、お客様に対する当社が追加で必要と認める情報提供の依頼その他当社が合理的に必要と認める措置を講じることができます。</u></p> <p>6. <u>当社は、第2項に基づく暗号資産の送付（移転）先が国内暗号資産交換業者又は規制対象外国暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第2条第17項に規定する外国暗号資産交換業者であって、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第17条の3で定められる国又は地域に所在する者を除きます。国内暗号資産交換業者及び規制対象外国暗号資産交換業者を合わせて、以下、「暗号資産交換業者等」といいます。）の場合には、当社が別途指定するお客様の情報及び当該受取人に関する情報（以下、総称して「移転関連情報」といいます。）を、当該暗号資産交換業者等へ通知するものとします。</u></p> <p>7. <u>当社は、暗号資産交換業者等が、当社の採用する通知システム（前項に基づく移転関連情報の通知に際して使用するシステムをいいます。以下、同様です。）と相互接続性のない通知システムを採用している場合その他やむを得ない事情により移転関連情報の通知ができない場合には、当該暗号資産交換業者等に対し、暗号資産の送付（移転）は行わないものとします。</u></p>	<p>をそれぞれ提供するものとします。当社は、お客様からこれらの情報を提供いただけない場合、当該暗号資産の送付（移転）を行わないものとします。</p> <p>4. (省略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
--	--

第12条（預り資産の分別管理）～第17条（報告書等の作成及び提出）  
（省略）

第18条（免責事項）

1.（省略）

(1)～(8)（省略）

(9) 本約款等に基づくお客様から当社に対する暗号資産の送付に際し、お客様が指定した暗号資産の送付先の暗号資産交換業者等が、当社が採用している通知システムと相互接続性のない通知システムを採用していること等によって、暗号資産の送付ができないことにより生じた損害

(10) 天災地変、戦争、騒乱、暴動等の不可抗力により生じた損害

(11) その他当社の責めに帰することができない事由により生じた損害

第19条（損害賠償）～第26条（準拠法等）  
（省略）

2021年9月13日 制定

2022年3月31日 改定

2022年9月30日 改定

2023年6月19日 改定

第12条（預り資産の分別管理）～第17条（報告書等の作成及び提出）  
（省略）

第18条（免責事項）

1.（省略）

(1)～(8)（省略）

（追加）

(9) 天災地変、戦争、騒乱、暴動等の不可抗力により生じた損害

(10) その他当社の責めに帰することができない事由により生じた損害

第19条（損害賠償）～第26条（準拠法等）  
（省略）

2021年9月13日 制定

2022年3月31日 改定

2022年9月30日 改定